

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年11月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	プロセス計算機による11月10日22時分の定時（毎時）炉心性能計算において、一時的に計算異常が認められたため、対応検討	C	
2	2号機	残留熱除去海水系ポンプ（C）駆動用電動機の絶縁診断時、部分放電試験の静電容量測定値に異常が認められたため、当該電動機を修理	D	
3	2号機	放射性廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク（B）の点検時、内面ライニング部に剥離が認められたため、ライニングを補修	D	
4	2号機	パワーセンタ（2C-4B）遮断器において、動作不良（投入不可）が認められたため、当該遮断器を点検・修理	D	
5	2号機	補助海水系の弁点検時、原子炉建屋補機冷却系熱交換器（C）水室ドレン弁他（2台）の弁体・弁座シート面及びボンネットガスケット面に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
6	2号機	主復水器用海水循環水ポンプ（A）の点検時、外胴ケーシング内外面に腐食が認められたため、当該ケーシング腐食部を修理	D	
7	2号機	給水加熱器ドレンポンプ（B・C）の点検時、バーレル外表面に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
8	2号機	非常用ディーゼル発電設備（2A）補機冷却海水ポンプ（A・B）の出口ストレーナ点検時、ドレン配管に腐食による減肉が認められたため、当該配管を修理	D	
9	2号機	残留熱除去（A）系海水ポンプ出口ストレーナの点検時、ドレン配管に腐食による減肉が認められたため、当該配管を修理	D	
10	3号機	放射性廃棄物処理建屋内設置の薬液取扱い緊急用水洗シャワーにおいて、水栓の不良及びアイシャワー配管の詰まりが認められたため、当該設備を点検・修理	D	
11	3号機	主復水器細管洗浄装置（D）系循環ポンプにおいて、吐出圧力の低下及びポンプ吐出配管より異音が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
12	3号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ室局所空調機において、ファン駆動用ベルト部に異音が認められたため、当該ファンを点検・修理	D	
13	3号機	残留熱除去ポンプ（A）駆動用電動機において、下部軸受潤滑油油面計より油のリーク（にじみ）が認められたため、当該油面計を点検・修理	D	

14	3号機	所内ボイラ室内における配管敷設用貫通口のはつり作業時、粉塵による火災報知器（煙感知器）の誤作動により警報の発生が認められたため、対応検討	C	
15	3号機	残留熱除去系熱交換器（A）室のストームドレンファンネルにおいて、側面に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	4号機	中央制御室空調機において、ファン出口ボリュームダンパの開度調整軸の貫通部に摩耗及び軸に振動が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	4号機	主復水器用海水循環水ポンプ（B）付属配管凍結防止ヒータにおいて、電源表示ランプのカバーに破損が認められたため、当該カバーを交換	D	
18	6号機	スクリーンウォッシュポンプ（D）出口逆止弁において、動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで